

資料編

1 さいたま市環境基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 基本的施策等
 - 第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮（第8条）
 - 第2節 環境基本計画（第9条）
 - 第3節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等（第10条―第25条）
 - 第4節 地球環境保全及び国際協力（第26条）
- 第3章 環境審議会（第27条）
- 第4章 補則（第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために環境と共生し、自然との調和のとれた豊かな環境を確保するとともに、これを将来にわたって継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源が有限であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に積極的に取り組むことにより行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを考慮し、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策のうち、広域的な取組を必要とする施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全

及び創造に関する施策に積極的に参加し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約、ごみの減量、環境配慮型製品及び役務の優先的な購入、生活排水による水質汚濁の防止等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加し、及び協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年、環境の現況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第8条 市は、基本理念にのっとり、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造について配慮するものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、さいたま市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向

(2) 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、さいたま市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(事業等に係る環境配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者に対し、当該事業の実施に際し、その事業が環境に配慮されたものとなるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の措置)

第12条 市は、前条の事業のうち、環境への影響に関し特に必要があると認められる事業を行う事業者が、その事業に係る環境への影響を事前に評価し、その結果に基づき、その事業が環境に配慮されたものとなることを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする

(規制措置)

第13条 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するために必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第14条 市は、環境の保全及び創造について必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第15条 市は、廃棄物処理施設、下水道、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等人と自然のふれあいができる快適な環境の適正な保全に資する公共的施設の整備及び健全な活用を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境保全型農業の振興を推進するとともに、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第17条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解と関心を深められるように、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。

(調査、研究等)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

(監視等の体制の整備)

第22条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、巡視等の体制を整備するものとする。

(環境監査)

第23条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境監査に関し調査研究を行うとともに、その普及に努めるものとする。

(民間団体等との連携)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策が民間団体等の積極的な参加と協働により効果的に推進されるよう、これらのものとの連携に努めなければならない。

(総合調整のための体制の整備)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4節 地球環境保全及び国際協力

(地球環境保全及び国際協力)

第26条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体その他の団体と連携して、地球環境保全に関し、国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第27条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、さいたま市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 市民及び事業者の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

2 策定の経緯

令和元(2019)年

- 7月 17日 さいたま市環境審議会（諮問）
- 11月 12日 第2次さいたま市環境基本計画等策定庁内検討委員会
- 11月 19日 さいたま市環境審議会

令和2(2020)年

- 3月 19日 さいたま市地球温暖化対策推進委員会
- 4月 21日 第2次さいたま市環境基本計画等策定庁内検討委員会
- 10月 2日 次期さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定委員会
- 11月 6日 さいたま市環境審議会
- 12月 15日 次期さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定委員会

令和3(2021)年

- 1月 4日 第2次さいたま市環境基本計画等策定庁内検討委員会（報告）
- 1月 15日 さいたま市都市経営戦略会議
- 2月 16日 さいたま市議会市民生活委員会（報告）
- 2月 18日 パブリックコメント開始
- 3月 10日 パブリックコメント終了
- 3月 16日 次期さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定委員会(報告)
- 3月 17日 さいたま市環境審議会
- 3月 17日 さいたま市環境審議会答申
- 3月 23日 さいたま市地球温暖化対策推進委員会

3 検討組織

(1) さいたま市環境審議会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

荒川 仁	市民公募委員
飯野 耕司	さいたま市環境保全連絡協議会副会長
飯野 俊彦	さいたま商工会議所中小企業振興部部长
石川 憲次	さいたま市自治会連合会副会長
市川 千恵	さいたま市環境会議理事
梅澤 貞雄	市民公募委員
大高 文子	水環境ネットワーク副会長
小口 千明	埼玉大学大学院理工学研究科准教授
國府田 明子	さいたま市みどり愛護会
作山 康 (会長)	芝浦工業大学システム理工学部教授
西山 佳孝 (副会長)	埼玉大学大学院理工学研究科教授
前田 博之	(公財) 埼玉県生態系保護協会事務局長
増田 幸宏	芝浦工業大学システム理工学部教授
森田 博	さいたま市中央地区土地改良区設立準備会会長
山井 毅	埼玉県環境部産業廃棄物指導課課長
山崎 蓉子	さいたま市環境美化会議副会長
横山 寿世理	聖学院大学人文学部日本文化学科准教授

※さいたま市環境基本条例第 27 条に基づき、さいたま市の環境の保全及び創造に関する事項を調査審議する機関として設置。

(2) さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

秋元 智子 (副会長)	認定特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉 埼玉県地球温暖化防止活動推進センター事務局長
市川 千恵	さいたま市地球温暖化対策地域協議会 (市民公募委員)
内田 東吾	一般社団法人イクレイ日本事務局長
小川 優	東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社部長
門野 博史 (会長)	埼玉大学大学院理工学研究科教授
金子 貴代	再エネ 100 宣言 RE Action 協議会 (兼) グリーン購入ネットワーク事務局
川原 博満	環境省関東地方環境事務所地域適応推進専門官
小中野 誠	東京ガス株式会社エネルギーソリューション本部 エネルギー企画部公共グループ (兼) 埼玉支社副支社長
砂川 智	さいたま商工会議所中小企業振興部海外支援課副主幹
原 政之	埼玉県環境科学国際センター研究員・博士 (理学)
藤野 毅	埼玉大学大学院理工学研究科教授

(3) さいたま市環境審議会 答申

令和3年3月17日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市環境審議会
会長 作山 康

さいたま市環境基本計画について（答申）

当審議会は、令和元年7月17日付環環創第1214号により「さいたま市環境基本計画」について諮問を受け、第2次さいたま市環境基本計画の策定について審議を重ねてまいりました。

審議に当たりましては、市がこれまで取り組んできた環境施策の状況を踏まえつつ、国内外の社会情勢の変化や新たな環境の課題、更には新たな感染症への対応等を勘案するとともに、幅広い世代を対象としたアンケートで市民等からの意見を取り入れ、慎重かつ活発な議論を行ってまいりました。

当審議会では、SDGsを踏まえた様々な視点からの環境施策を多様な主体との連携により推進することで、経済・社会も同時に成長する環境分野の総合計画となることを念頭に審議し、本日ここに「第2次さいたま市環境基本計画（案）」を答申するものです。

答申の附帯意見

1 第2次さいたま市環境基本計画の推進について

- (1) 地域における身近な環境問題から地球規模の環境問題といった様々な課題に、市民、事業者、学校、行政の連携・協働のもと、豊かな未来を創造する持続可能な環境共生都市の実現を目指し、スピード感のある施策を展開すること。
- (2) 今後生じる新たな環境問題に対しても柔軟に対応し、先見的な取組を進めること。

2 第2次さいたま市環境基本計画の進行管理について

市の環境施策・事業の取組状況を明らかにする年次報告書（さいたま市環境白書）については、新計画の策定に合わせて内容や構成を再検討し、環境基本計画の進捗状況を分かりやすく把握できるものにするとともに、最新情報、身近な情報を分かりやすく公表すること。

(4) 庁内委員会

第2次さいたま市環境基本計画策定庁内検討委員会

委員長：環境共生部長

副委員長：環境創造政策課長

委員：下表のとおり

局等	部	課（室、担当）
都市戦略本部	都市経営戦略部	総合政策担当副参事
	未来都市推進部	環境未来都市推進担当副参事
環境局	環境共生部	環境対策課長
	資源循環推進部	資源循環政策課長
		廃棄物対策課長
		産業廃棄物指導課長
施設部	環境施設管理課長	
経済局	商工観光部	経済政策課長
		産業展開推進課長
	農業政策部	農業政策課長
		農業環境整備課長
都市局	都市計画部	都市計画課長
		交通政策課長
		自転車まちづくり推進課長
		都市公園課長
		みどり推進課長
まちづくり推進部	まちづくり総務課長	
建設局	土木部	道路計画課長
		河川課長
	建築部	建築総務課長
下水道部	下水道計画課長	
水道局	業務部	水道総務課長
教育委員会事務局	管理部	学校施設課長
	学校教育部	指導1課長
	生涯学習部	文化財保護課長

※第2次さいたま市環境基本計画の策定に関する事項を検討する機関として設置。

4 指標一覧

【基本目標1】 地球温暖化の問題に地域から行動し、脱炭素社会を実現する				
成果指標				
成果指標項目		実績	令和7年度	令和12年度
市民1人当たりの温室効果ガス排出量		5.6t-CO ₂ (基準年度平成25年度)	4.31t-CO ₂ (令和5年度)	3.67t-CO ₂ (令和10年度)
市域の再生可能エネルギーなどの導入量		3,724TJ (基準年度平成25年度)	5,840TJ (令和5年度)	6,898TJ (令和10年度)
目標指標				
施策の柱	目標指標項目	実績	令和7年度	令和12年度
1-1 省エネルギー化の推進	家庭部門における温室効果ガス排出量(市民)	216万t-CO ₂ (基準年度平成25年度)	156万t-CO ₂ (令和5年度)	126万t-CO ₂ (令和10年度)
	産業部門・業務部門における温室効果ガス排出量(事業者・行政)	333万t-CO ₂ (基準年度平成25年度)	254万t-CO ₂ (令和5年度)	215万t-CO ₂ (令和10年度)
	市役所の事務事業における温室効果ガス排出量(行政)	286,742t-CO ₂ (基準年度平成25年度)	211,139t-CO ₂ (令和6年度)	176,774t-CO ₂ (令和11年度)
	市内の乗用車の新車登録台数に占める次世代自動車の割合	34.6% (平成30年)	42.3% (令和6年)	48.7% (令和11年)
1-2 持続可能なエネルギー政策の推進	太陽光発電設備等を導入した施設(公民館)	20%【12館】 (令和元年度)	40%【24館】	57%【34館】
	公共施設への再生可能エネルギー等の導入(電力の地産地消)	—	公共施設・市域への導入拡大及び効果検証	公共施設・市域への導入拡大【電力の地産地消を確立】
	再生可能エネルギー等の導入施設数	—	6施設	16施設
1-3 環境未来都市の実現	「生活支援サービス」の実装数	3事業実装済 (R2.4.1時点)	8事業	13事業
1-4 気候変動への適応	適応策に資する事業数	18事業 (令和元年度)	23事業	28事業

【基本目標2】 ともに取り組み参加する、循環型都市を創造する				
成果指標				
成果指標項目	実績	令和7年度	令和12年度	
市民1人1日当たりのごみの総排出量	881g (令和元年度)	838g	827g (令和9年度)	
ごみの総排出量に対する最終処分比率	3.15% (令和元年度)	3.1%	3.1%	
目標指標				
施策の柱	目標指標項目	実績	令和7年度	令和12年度
2-1 3Rの推進による廃棄物の減量	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	518g (令和元年度)	467g	456g (令和9年度)
	事業系一般廃棄物排出事業者への啓発・指導件数	3,624件 (令和元年度)	5,200件	6,700件
2-2 廃棄物の循環利用と適正処理の推進	焼却灰及び飛灰の資源化率	72% (令和元年度)	80%	80%
	不法投棄情報通報協定件数	—	70件	100件

【基本目標3】 自然と共生し、多様ないのちが息づくまちを実現する				
成果指標				
成果指標項目	実績	令和7年度	令和12年度	
水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民の割合	61.0% (令和2年度)	68%	73%	
目標指標				
施策の柱	目標指標項目	実績	令和7年度	令和12年度
3-1 生物多様性の保全と再生	自然観察・環境学習会に参加して生物多様性について理解した参加者の割合	27% (令和2年度)	67%	87%
3-2 緑の保全と創出	オープン型緑地の整備率	85% (令和元年度)	90%	95%
3-3 水環境の保全と活用の推進	水辺のサポート制度登録団体数	15団体 (令和2年度)	23団体	31団体

【基本目標4】 安全で誰もが暮らしやすい生活環境を実現する				
成果指標				
成果指標項目		実績	令和7年度	令和12年度
生活環境（空気・水のきれいさ、静けさ、におい・かおり）に満足している市民の割合		44.8% （令和元年度）	50%	55%
目標指標				
施策の柱	目標指標項目	実績	令和7年度	令和12年度
4-1 大気質の 保全・交通 環境対策	大気汚染物質の環境基準達成率	80% （令和元年度）	80%	80%
4-2 水質の保 全	水質汚濁に関わる環境基準達成率 （公共用水域の測定計画地点7地点）	99.2% （令和元年度）	100%	100%
4-3 景観の保 全	景観重要建造物・樹木の指定件数	累計13件 （令和2年度）	累計15件	累計15件

【基本目標5】 すべての主体が手を取り合い、環境の保全と創造に意欲的に取り組むまちを実現する				
成果指標				
成果指標項目		実績	令和7年度	令和12年度
環境に配慮した行動を実施している市民の割合		91.5% （令和2年度）	92%	92%
目標指標				
施策の柱	目標指標項目	実績	令和7年度	令和12年度
5-1 環境教育・ 環境学習 の推進	こどもエコ検定に取り組んだことで 環境について児童が興味を持った学 校の割合	63% （令和元年度）	95%	95%
	市と連携して環境教育・学習の推進 に取り組む民間事業者等の団体数	11団体 （R2.4.1時点）	20団体	25団体
5-2 環境保全 活動の促 進	環境イベントの参加者数合計	1,404人 （令和元年度）	2,470人	2,720人
	SDGs企業認証数	—	新規認証企業数 5年間で 100社増	新規認証企業数 10年間で 200社増
	環境美化活動（市民清掃活動）の参 加者数	97,438人 （令和元年度）	100,000人	100,000人

5 さいたま市の環境に関連する主な現状

(1) 位置と面積

本市は東京から 30km 圏の関東平野のほぼ中心に位置しています。また、周囲がすべて他の都市とつながる内陸都市で、東は春日部市、越谷市、白岡市、西は川越市、富士見市、志木市、朝霞市、南は川口市、蕨市、戸田市、北は上尾市、蓮田市に接しています。

市域は、東西 19.6km、南北 19.3km で、面積は 217.43km² です。



図-1 さいたま市の位置

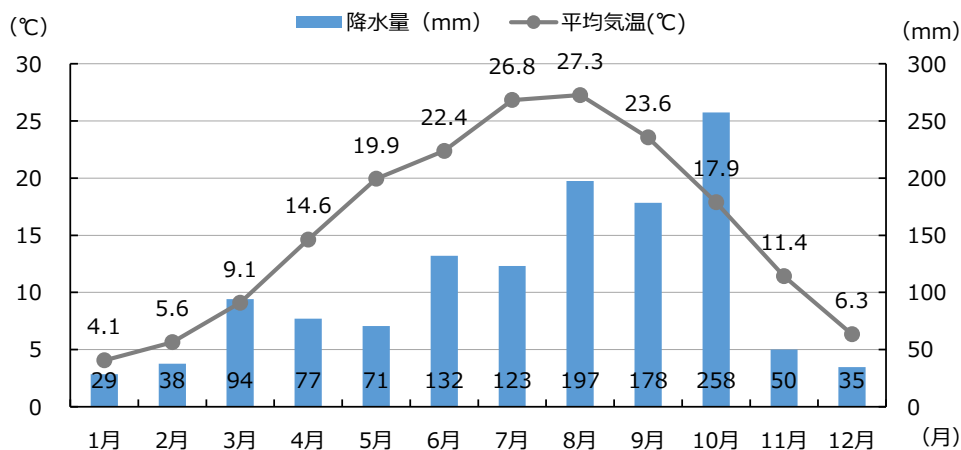


図-2 さいたま市を構成する 10 区

(2) 気候

本市の夏は暑く湿潤で、冬は快晴が続き、降水量も比較的少なく、全体として穏やかで住みやすい気候です。

過去 5 年間（平成 27（2015）年～令和元（2019）年）で月平均気温が最も高かったのは 8 月、最も低かったのは 1 月で、月降水量が最も多かったのは 10 月、最も少なかったのは 1 月となっています。



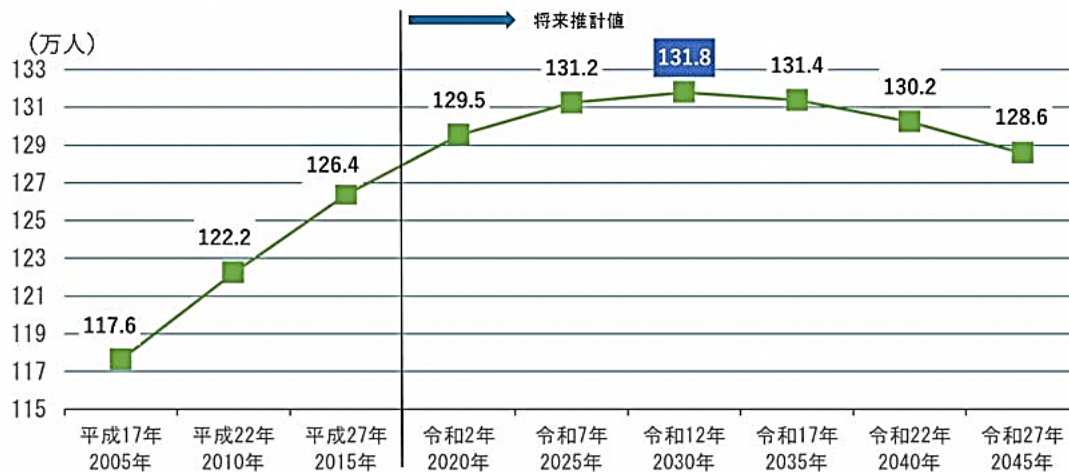
備考) 観測地点：さいたま（平成 13（2001）年 4 月 30 日までの地点名「浦和」）
北緯 35 度 52.5 分 東経 139 度 35.2 分

出典：「気象統計情報」（気象庁 HP）

図-3 過去 5 年間の月別平均気温・降水量

(3) 人口

本市の総人口は、平成 27 (2015) 年の 126.4 万人から令和 12 (2030) 年頃の 131.8 万人をピークに、その後減少に転じ、令和 27 (2045) 年には 128.6 万人まで減少する見通しです。



資料 平成 27 (2015) 年までは、「国勢調査」(総務省)

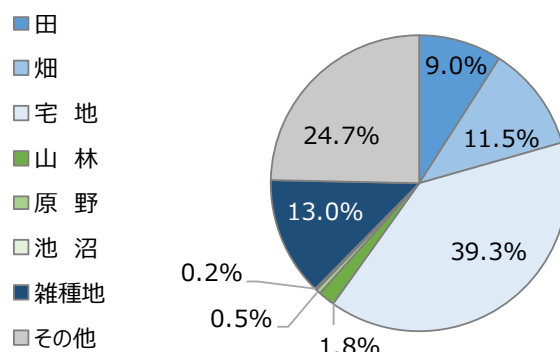
令和 2 (2020) 年以降は、社人研から発表された推計値

※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

図-4 総人口の見通し

(4) 土地利用

平成 31 (2019) 年 1 月時点における本市全体の地目別土地利用は宅地が 39.3%と最も多く、雑種地 (13.0%)、畑 (11.5%)、田 (9.0%) と続いています。

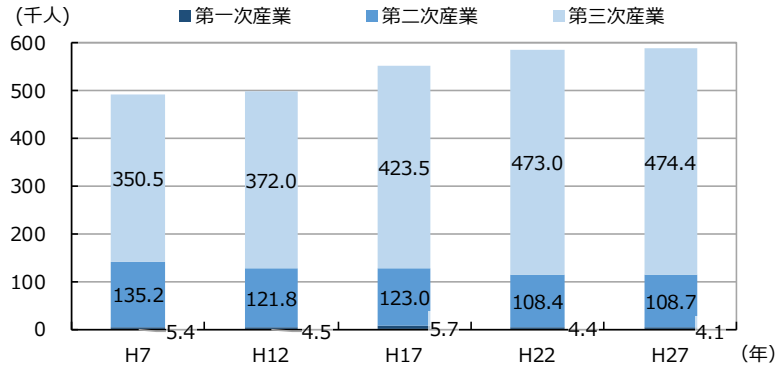


出典：「さいたま市統計書」

図-5 さいたま市の地目別土地利用割合 (平成 31 (2019) 年 1 月時点)

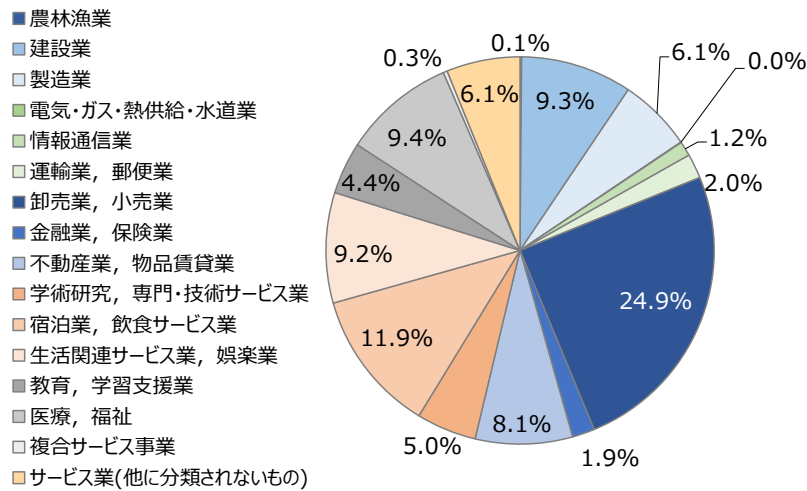
(5) 産業

産業3区分別の労働者人口の推移を見ると、第1次、第2次産業の労働者が減少傾向である一方、第3次産業の労働者数は増加傾向にあります。産業分類別事業所数では「卸売・小売業」が24.9%でトップとなっています。



出典：「さいたま市統計書」

図-6 産業別就業者数の推移



出典：「さいたま市統計書」

図-7 産業分類別事業所数の内訳（平成28（2016）年）

6 本計画とSDGsの各目標との関係

SDGsの目標を達成するためには、人間の生存の基盤である環境の保全が必要不可欠です。本計画では、地球温暖化、資源循環、自然環境、環境保全活動といった、あらゆる環境分野に取り組み、SDGsの目標達成に貢献します。そこで、本計画と関連するSDGsの各目標と、その達成に貢献する環境保全に係る各取組との関連性を整理しました。

関連するSDGsの主な目標		目標達成に貢献する本計画の主な取組
	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化等による食品ロス削減の推進 ・温暖化に対応した品種、栽培技術、農業技術の普及促進
	全ての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質や大気、水質及び土壌汚染への対策
	質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ESDの視点を踏まえた環境教育・学習の推進
	安全な水とトイレを世界中に すべての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・水環境の保全と活用の推進 ・河川等における水質の保全
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの普及拡大 ・エネルギー効率の良いまちづくりの推進 ・電力の地産地消
	産業と技術革新の基盤を作ろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立・分散型エネルギーシステムの構築 ・先進的な技術・サービスの推進
	住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間住居を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質の保全と交通環境対策 ・気候変動への適応策の推進 ・歴史的・文化的環境の保全 ・廃棄物の適正処理
	つくる責任 使う責任 持続可能な生産消費形態を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rの推進 ・廃棄物の循環利用と適正処理 ・化学物質への対策
	気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策に関する教育・啓発 ・気候変動への適応策の推進
	海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみ等の減量化や適正処理の推進
	陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・里やまなどの緑や水辺の保全・再生・整備 ・外来生物への対策等による生態系の保全
	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者等と連携した環境保全活動の推進

出典：「すべての企業が持続的に発展するために - 持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド - （第2版）」（環境省）

7 用語解説

【あ行】

●愛知目標

生物多様性戦略計画 2011-2020 において、令和 32 (2050) 年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、令和 2 (2020) 年までに生物多様性の損失を止めるための 20 の個別目標のこと。

●アスベスト

天然に産出する繊維状の鉱物。耐久性、耐熱性等の性質から、建築材料等として多量に使用されてきたが、吸入するとじん肺、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性もあることから、現在では、原則として製造や使用が禁止されている。

●一酸化炭素 (CO)

化石燃料など炭素を含むものが不完全燃焼を起こすと発生する大気汚染物質。血液中のヘモグロビンと結合し中毒を引き起こすほか、温室効果ガスであるメタンの大気中での寿命を長くする。

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭系一般廃棄物と、会社や商店、学校や各種団体、個人事業等の事業活動によって生じた事業系一般廃棄物に分類され、基本的に自治体が処理することになっている。

●イノベーション

モノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

●インフラ

インフラストラクチャーの略。公共施設のうち、都市活動を支える道路、橋りょうなどの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称。

●ウォームビズ

冬期の地球温暖化対策の一環として、暖房時の室温を 20℃ (目安) にし、温かい服装

を着用することで快適に過ごすライフスタイルのこと。

●雨水浸透施設

雨水を地下へと浸透させ、雨水の流出抑制や地下水の涵養に役立つ施設のこと。

●雨水貯留施設

河川へ流れ込む雨水を一時的に貯め、下流の河川や下水道への負担を軽減するための施設のこと。

●エコ

エコロジー (生態学) の略。主に、環境や自然との共生をはかる社会運動や、環境に配慮する行為等を象徴する意味で使われている。

●エコ通勤

自動車通勤の代わりに、自転車、徒歩、公共交通機関の利用など環境負荷の低減を考慮した方法で通勤すること。地球温暖化問題や交通渋滞の解消という観点から事業者単位でエコ通勤に取り組むことが提唱されるようになった。

●エコドライブ

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。急発進をしない、加減速の少ない運転、アイドリングストップ、タイヤの空気圧の適正化などにより、大気汚染物質の排出量削減や効率的な燃料消費が可能となる。

●エコライフDAY

任意の 1 日に省エネルギー・省資源など環境に配慮した生活をするにより、その成果を二酸化炭素排出の削減量というかたちで把握する日。

●エコロジカル・ネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間 (森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等) がつながる生態系のネットワークのこと。生態系ネットワークとも呼ばれる。

●エネルギー基本計画

エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき政府が策定した計画。平成30(2018)年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画では、令和12(2030)年に向けた方針としてエネルギーミックスの確実な実現へ向けた取組の更なる強化を行うこと、令和32(2050)年に向けては、パリ協定発効に見られる脱炭素化への世界的な勢いを踏まえ、エネルギー転換・脱炭素化に向けた挑戦を掲げ、あらゆる選択肢の可能性を追求していくこととしている。

●エネルギー高度利用技術

天然ガス等のエネルギーを発電と熱利用の両方に用いて有効利用する仕組等、エネルギー効率の飛躍的向上やエネルギー源の多様化に資する新規技術のことを。燃料電池、コージェネレーションシステム等が挙げられる。

●エネルギーセキュリティ

国際情勢の変化や災害時等に必要なエネルギーを供給することができるエネルギーシステムを確保すること。

●エネルギーマネジメント

工場・ビル・住宅などで、エネルギーを合理的に利用するための活動のこと。

●オープン型緑地

市内の身近な樹林地のうち、市民の利用が可能な緑地として指定した市民緑地や自然緑地などのこと。

●汚濁負荷量

汚水中に含まれる汚濁物質の総量で、水中の物質の濃度に排出量(流量)を掛けた数値。

●温室効果ガス

地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のことで、略称はGHG (Greenhouse Gas)。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン等4ガス[ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)]の7つの温室効果ガスを対象とした措置を規定している。

【か行】

●カーボンオフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせること。

●カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

●海洋プラスチックごみ

海洋に流出する廃プラスチック類のこと。時間が経つにつれ劣化と破碎を重ねながら、次第にマイクロプラスチックと呼ばれる微細片となっていく。

●外来種

導入(意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。)によりその自然分布域(その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域)の外に生育又は生息する生物種(分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む)のこと。

●化石燃料

石炭、石油、天然ガス等、地質時代にかけて動植物の死骸などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱等により変成されてきた有機物の化石で、燃料として用いられるもののこと。

●合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂から出る雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、河川の水質へ与える影響(汚濁負荷量)を9分の1に削減できる。

●カリキュラム

目的や発達の段階に応じて教育内容を編成する計画のこと。

●環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業などの実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査、予測、評

働し、住民その他利害関係者から環境保全上の意見などを聴取し、事業計画に反映させることにより、公害防止や環境の保全を図ること。環境アセスメントともいう。

●環境基準

環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法により政府が定めるもので、「大気の大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

●環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において行われる、環境の保全と創造に関する教育及び学習のこと。

●環境コミュニケーション

事業者が取り扱っている化学物質等に関する情報を市民や行政との対話を通じてすべての関係者が正確な情報を共有し、相互理解を図るために行う取組のこと。これにより環境負荷低減活動に繋げ、地域の環境保全対策に役立てることができる。

●環境美化指導員

「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例(平成19(2007)年施行)」に基づき、指定された環境美化重点区域、及び路上喫煙禁止区域(大宮駅、浦和駅、南浦和駅、北浦和駅、武蔵浦和駅、東大宮駅、宮原駅、さいたま新都心駅、浦和美園駅、与野駅、北与野駅、岩槻駅の12駅周辺)での啓発、巡回、指導に従事する者。

●環境美化重点区域

「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例(平成19(2007)年施行)」に基づき、「環境美化の促進を図るため、特に必要があると認められる区域」として指定した区域のこと。令和3(2021)年1月現在、市内12駅(大宮駅、浦和駅、南浦和駅、北浦和駅、武蔵浦和駅、東大宮駅、宮原駅、さいたま新都心駅、浦和美園駅、与野駅、北与野駅、岩槻駅)周辺の各区域が指定されている。

●環境負荷低減計画制度

「さいたま市生活環境の保全に関する条例」による、環境への負荷が相当程度大きい事業所を設置(管理)する事業者が、温室効果ガスの削減等に関する計画(環境負荷低減計画)を作成する制度。事業者が温室効果ガス削減の目標と計画を立てて実施し、計画を市に提出し、公表することで、事業者の自主的な環境保全活動を促進することを目的としている。

●環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく仕組みのこと。ISO14001は、環境マネジメントシステムの代表的な国際認証規格のひとつ。

●環境リスク

様々な環境要因が人の健康や動植物に悪い影響を及ぼす可能性のこと。

●涵養

降雨・河川水などが地下浸透して帯水層(地下水が蓄えられている地層)に水が供給されること。

●気候変動

気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があるが、気候変動枠組条約においては、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されている。

●揮発性有機化合物(VOC)

Volatile Organic Compounds。トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称で、太陽光線により光化学反応を起こし、光化学オキシダントを生成する。塗料、インキ、溶剤(シンナー等)等に含まれるほか、ガソリン等の成分になっているものもある。

●九都県市

首都圏の1都3県と5政令指定都市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)のこと。

●クールビズ

地球温暖化対策の一環として、室温設定28℃を目安に過度な冷房に頼らず、様々な工夫をして暑い日を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●グリーンインフラ

社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（防災・減災や地域振興、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

●グリーン契約

製品やサービスを調達する際に、環境への負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

●グリーンリカバリー

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ経済の復興を図る際に、脱炭素化など環境問題への取組も併せて実行しようとするウィズコロナ、アフターコロナにおける政策の一つ。

●景観重要建造物・景観重要樹木

地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）又は樹木について、景観法に基づき、市長が指定することにより、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るもの。

●光化学オキシダント

自動車や工場等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が紫外線によって光化学反応を起こして発生する光化学スモッグの原因物質の総称。

●光化学スモッグ

光化学オキシダントが原因となり発生する大気汚染のひとつ。夏期、日射が強く風の弱い日に発生しやすく、その影響は目やのどの粘膜を冒す健康被害のほか、農作物被害など広範囲にわたる。

●公共用水域

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう」と定められている。

●耕地面積

農林水産省の定義では、耕地とは農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。

●コージェネレーション

天然ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。

●固定価格買取制度

Feed-in Tariffs（FIT）とも呼ばれ、電気事業者に対し、再生可能エネルギーにより発電された電力について規定の価格（固定価格）で買い取ることを義務付ける制度。固定価格での買取により導入者の投資回収を予測しやすくし、再生可能エネルギーへの投資を加速させることを目的としている。

●ごみ処理施設

家庭等から排出されるごみなどを処理する施設で焼却施設、粗大ごみ処理施設（リサイクル施設等）がある。

●コミュニティバス

地域住民の利便性向上などのため一定地域内を運行するバスで、自治体の関与のもと、交通不便地域の解消並びに公共施設、病院、駅、商店街など市民生活に密着した施設への移動手段の確保を主な目的としている。路線バス網の補完的な役割を担うもの。

●コモンスペース

集合住宅における共用空間（道路や庭）のこと。

【さ行】

●再資源化

使用済物品等のうち有用なものの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することができる状態にすること。

●最終処分比率

市内で排出されたごみ量に対する最終処分量の割合。

●再生可能エネルギー

非化石エネルギー源のうち、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマス等の永続的に利用可能なエネルギー源によって作られるエネルギーのこと。

●さいたまこどもエコ検定

児童が環境への関心を高め、行動を始めるとともに、地域への愛着を深めるきっかけづくりを目的として、小学生を対象に実施する環境をテーマとした検定。

●さいたま市環境フォーラム

毎年1回、市民、事業者、行政の協働により環境保全の取組を推進するために開催する市民参加型イベント。市民や事業者等が日ごろの環境活動の報告、環境に関する啓発活動を行う展示報告会などを実施している。

●さいたま市市民活動サポートセンター

市内でNPOやボランティア団体、自治会等の市民活動を行っている団体や、これから地域で活動をはじめたいと思っている市民を応援するために、浦和駅東口駅前のコムナーレ9階に設置した施設。

●さいたま市生活環境の保全に関する条例

生活環境の保全に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境への負荷の低減を図るための措置及び公害等の発生源に対する規制を定めることにより、生活環境の保全に関する施策を推進し、もって現在及び将来の市民の健康の保護及び安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とした条例。

●里やま

自然林の破壊により人為的に形成され、維持管理されてきた人里の二次林(関東地方では主としてコナラ・クヌギを優占種とする雑木林)、あるいは二次林と周辺の農地や用水路、草地、史跡等を合わせた地域の景観のこと。

●産学官連携

技術開発や製品開発などにおいて、産業界(産)、大学・研究機関(学)、国・県・市(官)等が連携して取り組むこと。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物のこと。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

●残渣

残りかすのこと。ごみ処理において発生する残渣としては、可燃物、不燃物の燃え残りや破碎くずなどがある。

●ジクロロメタン

発がん性が疑われている有機塩素系溶剤の一種で、洗浄剤・溶剤として利用されており、地下水汚染の原因物質のひとつとなっている。急性症状としては中枢神経に対する麻酔作用がある。

●資源化率

廃棄物(市収集ごみ量と資源回収量の合計)に対する資源回収量の割合のこと。

●資源物

環境への負荷を出来る限り少なくするため、循環資源として再利用することができる廃棄物のこと。主にびん、かん、ペットボトル、古紙類、繊維類等、分別収集の対象となるものをいう。

●次世代自動車

窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。環境省の「次世代モビリティガイドブック2019」では、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車が挙げられている。

●次世代自動車・スマートエネルギー特区

本市が総合特別区域法(平成23(2011)年8月に施行)に基づく、地域活性化総合特区として平成23(2011)年12月に指定を

受けた名称。地球温暖化や少子・高齢化といった社会課題に対応し、環境、経済、社会の3つの価値を創造することで、誰もが暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長するまちを目指している。令和2(2020)年3月31日に計画期間終了に伴い、指定を解除している。

●持続可能

将来にわたって、維持、持続できること。一人ひとりが世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動することが大切といわれている。

●自動車排出ガス測定局

交差点、道路、道路端付近等、自動車の排気ガスによって大気汚染の影響を受けやすい区域において大気の状態を常時監視することを目的に設置されている測定局のこと。

●市民農園

レクリエーションや生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

●斜面林

文字通り斜面にある森林のことで、谷や低地を縁取る形で存在しており、多様な生物が生息し、豊かな生態系が保持されている場合が多い。

●臭気指数

臭気を感知しなくなるまで希釈した場合の希釈倍数の対数を10倍した値で、「悪臭防止法(昭和46(1971)年制定)」及び同法施行規則により定義されている。

●集約型都市構造

中心市街地及び鉄道駅等の主要な交通結節点周辺等に各種都市機能を集約したコンパクトな都市構造のこと。

●循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動やライフスタイルが見直され資源を効率的に利用し、できる限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再び利用し、どうしても利用できないごみは適正に処分することで、環境への負荷を極力低減するシステムを持つ社会のこと。

●小水力発電

一般河川、農業用水、砂防ダム、上下水道などで利用される水のエネルギーを利用し、水車を回すことにより発電すること。「小水力発電」について厳密な定義はないが、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」の対象のように出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶことが多い。

●自立・分散型エネルギー

従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作りその地域内で使うこととするシステムのこと。

●森林環境譲与税

森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、創設されたものである。用途について、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」によって、市町村においては、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされている。

●水源涵養機能

森林の土壌が持っている、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。

●水質汚濁防止法

国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的に昭和45(1970)年に制定。水質汚濁防止を図るため、汚濁物質の工場及び事業場からの公共用水域への排出及び地下水への浸透を規制し、さらに生活排水対策の実施を推進するもの。

●スマートシティ

都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市又は地区。

●スマートホーム・コミュニティ

環境負荷の軽減や、エネルギーセキュリティが確保されるとともに、住みやすく、住民同士のコミュニティの醸成を目的として、再生可能エネルギーの地産地消や、高断熱・高气密住宅、コモンスペースを活用した電線類の地中化、住民同士のコミュニティ形成といった要件を兼ね備えた街区。

●生産緑地地区

市街化区域内にある農地の緑を活かし、計画的、永続的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに、都市環境を形成することを目的として、「生産緑地法」に基づき、都市計画に定める地域地区の一つ。

●生態系

植物、動物、微生物と、それらを取り巻く大気、水、土壌などの環境とを統合したひとつのシステムのこと。

●生物多様性

様々な生きものがいること。いろいろなタイプの自然があるという「生態系の多様性」、様々な生きものがいるという「種の多様性」、同じ種内でも多様な個性があるという「遺伝子の多様性」の3つのレベルで多様性があるとしている。

●生物多様性基本法

「生物多様性条約」の国内実施に関する包括的な法律で、議員提案により平成20(2008)年6月に施行された。生物多様性の保全や持続可能な利用についての基本原則などが示されている。

●生物多様性地域戦略

「生物多様性基本法」第13条の規定に基づき、都道府県及び市町村が、「生物多様性国家戦略」を基本として、当該自治体の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して定める基本的な計画。自治体は単独で又は共同して生物多様性地域戦略を定めるよう努めることとされている。

●生物多様性モニタリング

生物多様性の状況を観察し、記録すること。生物多様性に関する基礎的な情報を継続的に収集・蓄積することにより、状況の変化などの把握を目的としている。

●ゼロエミッション電源

ゼロエミッション電源とは、主に太陽光発電、風力発電、地熱発電、水力発電、バイオマス発電などの発電時に温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー由来の電源のこと。原子力発電も含まれる。

●ゼロエミッションビークル

走行時に二酸化炭素等の温室効果ガスを排出しない電気自動車や燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車の総称。

●ゼロカーボンシティ

令和32(2050)年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロを目指すことを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。

●全窒素

窒素化合物全体のこと。無機態窒素と有機態窒素に分けられる。窒素は動植物の増殖に欠かせない元素(栄養塩)であるが、水中に過剰に存在すれば、プランクトンの異常増殖等の要因となる。

●全リン

リン化合物全体のこと。無機態リンと有機態リンに分けられる。リン化合物は窒素化合物と同様に、動植物の成長に欠かせない元素(栄養塩)である。

●総量規制

東京湾など広域的な閉鎖性水域の水質環境基準の達成のため、工場・事業場排水の汚濁負荷排出量を一定以下に規制している。規制の対象となる工場・事業場は、日平均排水量50m³以上の特定事業場(指定地域内事業場)で、規制の対象となる項目は、化学的酸素要求量(COD)、全窒素及び全りんである。

●卒FIT

FIT(固定価格買取制度)による電力の買取期間が満了した太陽光などの発電のこと。

【た行】

●ダイオキシン類

主に廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成される有機塩素系化合物で、発がん性、

生殖毒性、催奇形性等の毒性を有していると指摘されている。分解しにくいために、環境中に微量であるが広く存在している。

●太陽エネルギー

太陽の光や熱からつくり出したエネルギー。光を電気に変換して利用するものは「太陽光発電」、太陽熱温水器等、熱で水をお湯に変えて利用する「太陽熱利用」がある。

●太陽光発電

光を受けると電流を発生する半導体素子を利用し、太陽光エネルギーを直接電力に変換するシステム。

●多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

●脱炭素社会

温室効果ガスの排出が実質ゼロとなっている社会のこと。

●多面的機能

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、生物多様性の保全、良好な景観の形成等の多面にわたる機能のこと。

●地域コミュニティ

いま暮らしている地域をより良くしようと、多様な主体がそれぞれの役割分担のもと相互連携を図りながら、地域社会の課題解決に向けた取組やまちづくり活動等に自主的に展開している共同体的こと。

●地球温暖化対策地域協議会

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第26条第1項の規定に基づいて組織された団体的こと。統括と進行管理等を行う全体会議と、具体的な個別事業を行う運営委員会で構成される。地域協議会は、本計画に基づき、市民、事業者及び市等の協働の下に、市域の温室効果ガス排出の抑制等に関して必要な取組等について協議し、具体的に対策を実践することにより、地域における地球温暖化対策の推進を図ることを目的としている。

●蓄電池

1回限りではなく、充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）のこと。

●地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組のこと。

●窒素酸化物

窒素と酸素の反応により生成された物質の総称。一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）など。光化学スモッグの原因物質で、主な発生源は、自動車の排出ガス、工場、ボイラーなどである。

●長期暴露

長期間、化学物質等に接触すること。食品や水等を介した経口的なもの、呼吸による吸入、皮膚との接触による経皮吸収等の経路がある。暴露量は作用する化学物質濃度、接触する期間などからその量が計算される。

●低公害・低燃費車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ、排出ガス中の汚染物質質量や騒音が大幅に低減され、燃費に優れたソーラーカー、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などの総称。

●適応策

気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ること。

●テトラクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種で、トリクロロエチレン等とともに地下水汚染の原因物質となっている。ドライクリーニングのシミ抜き溶剤、金属・機械等の脱脂洗浄剤などに利用されている。

●電気自動車

電気を動力源とし電動機（モーター）によって走る自動車のこと。

●電子マニフェスト

電子マニフェストは、マニフェスト（※）情報を電子化したもの。関係者間における情報管理の合理化によって、「事務処理の効率

化」、「データの透明性」の確保、「法令の遵守」の徹底等を図ることができる。

(※) マニフェスト

産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任の明確化と、不法投棄の未然防止のため、処理を他人に委託する場合に、産業廃棄物の名称、運搬業者名、処分業者名、取扱い上の注意事項などを記載したマニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付して、産業廃棄物と一緒に流通させることにより、産業廃棄物に関する正確な情報を伝えるとともに、委託した産業廃棄物が適正に処理されていることを把握することとなっている。

●特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県又は市町村が都市計画に定める地区。市内では平成18(2006)年度に初めて、大和田緑地公園を指定している。

●都市計画道路

都市計画法に基づく手続によって決定する道路のこと。都市計画で決定することにより、将来整備に必要な区域を明確化し、住民の合意形成を図るとともに、建築の制限などにより事業の円滑化を図る。

●都市公園

街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の国又は地方公共団体が設置する公園のこと。

●特定悪臭物質濃度

「悪臭防止法」第2条に基づいて指定される「不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」の濃度のこと。同法施行令により22物質が指定されている。

●特定外来生物

外来生物(移入種)のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「外来生物法(平成16(2004)年制定)」によって規定された生物。令和3(2021)年1月現在、アライグマ、タイワンリスなど156種類が指定されている。

●トリクロロエチレン

有機塩素化合物の一種であり、テトラクロロエチレン等とともに地下水汚染の原因物質となっている。金属、機械部品等の脱脂洗浄剤などに用いられる。

【な行】

●内分泌かく乱化学物質

生体内に取り込まれて内分泌系(ホルモン)に影響を及ぼす化学物質のことで、環境ホルモンと呼ばれている。

●ナッジ

行動科学の知見(行動インサイト)の活用により、「人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法」のこと。

●生ごみ処理容器

生ごみを堆肥化する容器で、庭等に容器を埋め込み設置する屋外型と、バケツタイプの室内型が主流。コンポストと呼ぶ場合もある。

●二酸化硫黄(SO₂)

硫酸化合物(SO_x)の一種で、硫黄や硫酸化合物の燃焼時に発生し、ぜんそく、酸性雨の原因となる大気汚染物質。

●二酸化炭素(CO₂)

地球温暖化の最大の原因物質と目されている温室効果ガスで、炭素分を含む物質の燃焼などにより生じる。化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などにより、大気中濃度が増加している。

●二酸化窒素(NO₂)

窒素化合物(NO_x)の一種で、物質の燃焼過程などで生じる一酸化窒素が空気中で酸化され生成する。自動車の排出ガスなどに含まれ、大気汚染の原因物質となる。呼吸器系統への影響が報告されている。

●熱回収

廃棄物を単に焼却処理するだけではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。サーマル・リサイクル(Thermal Recycle)とも呼ばれる。ごみ焼却炉の熱を利用して発電や温水として活用する。ごみの材質を変えずにリサイクルするマテリアル(材

料)リサイクルと比較して使われることが多い。

●熱中症

高温環境下で、体内の水分や塩分(ナトリウム等)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻したりして発症する障害の総称。めまい、立ちくらみ、頭痛、吐き気、意識障害等の症状が見られ、重症化すると死に至ることもあるが、予防方法を知っていれば防ぐことができ、応急処置を知っていれば救命できる。

●燃料電池

1950年代、米国のアポロ計画でも利用された歴史の長い技術で、補充可能なマイナス反応剤(水素)とプラス反応剤(空気中の酸素等)の化学反応により、継続的に電力や熱を取り出すことができる装置の総称。反応剤を補充し続けることで制限なく放電・放熱を永続的に行うことが可能。熱機関を用いる通常の発電システムと異なり、化学エネルギーから電気エネルギーへの変換途上で熱エネルギーや運動エネルギーという形態を経ないため理論上、発電効率を高くすることができる。

【は行】

●パートナーシップ

市民、事業者、学校、行政等の各主体が、それぞれの責任と役割に基づき相互に連携・協力すること。

●ばい煙

物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん(いわゆるスス)、有害物質(カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物)のこと。

●バイオマス

もとは生物の量を意味するが、転じて化石燃料を除いた生物由来の有機エネルギー、資源を指す。例えば、食品残渣(生ごみ)、剪定枝(枝の切りくず)、家畜ふん尿等がこれに当たる。

●バイオマスエネルギー

光合成によって太陽エネルギーを蓄えた植物をエネルギーとして利用するもので、森

林資源から得られる薪や木炭等の固体燃料、農作物をアルコール発酵させて得られる液体燃料等がある。バイオマスは炭素を含むエネルギー資源であるが、樹木を伐採して燃焼してエネルギーと利用しても、その分に見合うだけ植林すれば大気中の二酸化炭素のバランスを崩すことがない性質を持っている。

●排出係数

二酸化炭素排出係数の場合、電気、ガス等の単位量当たりから排出される二酸化炭素の量のこと。1ヶ月の使用量に二酸化炭素排出係数をかけると、1ヶ月の二酸化炭素排出量が算出できる。

●ハイパーエネルギーステーション

災害時も継続してエネルギーを供給し、安全・安心な市民生活の確保を目的として整備した施設の名称。ガソリン、軽油、天然ガス、電気、あるいは、水素といった多様なエネルギーを複数供給する施設や、又は、災害時にそれらのエネルギーが供給可能なエネルギーセキュリティが確保された施設。

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

●バックキャストイング

目指すべき社会の姿から振り返って現在すべきことを考えるという思考法のこと。

●パリ協定

平成27(2015)年12月、パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、全ての国が参加する新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、翌平成28(2016)年に発効した。パリ協定では、温室効果ガス排出削減(緩和)の長期目標として、気温上昇を2℃より十分下方に抑える(2℃目標)とともに1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ(排出量と吸収量を均衡させること)とすることが盛り込まれた。

●浮遊粒子状物質

SPM(Suspended Particulate Matter)と呼ばれ、大気中に浮遊する粒子状物質で、粒

径 $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$)以下のものをいう。人工的な発生源として、自動車、工場、鉱山等、自然的な発生源としては、土壌粒子、火山噴火物等があり、その組成は多種多様である。呼吸器系疾患等の健康への影響が指摘されている。

●ヒートアイランド現象

人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、自動車やエアコンからの人工排熱の増加などにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。夏の日中の気温が異常に上昇することで熱射病の患者が出る、夜も気温が下がらず熱帯夜になるなどの問題が顕在化している。

●ヒートポンプ

冷媒等を用いて低温部（空気や水等）から高温部に熱を移動させるしくみのことで、冷暖房や給湯等に利用する。化石燃料を燃やして熱を得る従来の熱利用に比べて非常に効率が良く、 CO_2 の排出も少ないことから、環境への負荷が低いシステムとして期待されている。

●ビオトープ

生物を意味する「BIO」と、場所を意味する「TOPE」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。

●微小粒子状物質（PM2.5）

浮遊粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$)以下のさらに小さなものをいう。浮遊粒子状物質よりも粒径が小さく、肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器系疾患等の健康への影響がより大きいと考えられている。

●プラント

工場や工場の設備のこと。

●フロン類

正式にはクロロフルオロカーボン(CFC)等と称されるフッ素を含む炭化水素で、冷媒、金属洗浄剤、噴霧材等に使われてきた。大気中に放出されるとほとんど分解されず上空の成層圏まで達し、塩素原子を放出して成層圏中のオゾンを破壊するため、ウィーン条約やモントリオール議定書により国際的な枠組で生産規制等が実施されている。

●ベンゼン

独特の芳香を持つ無色の液体。かつては工業用の有機溶剤として用いられていたが、毒性が問題視され、現在は他の溶剤に替わられている。自動車用のガソリンにも含まれ、自動車排出ガスからも検出される。

●保水能力

森林などの緑地が降雨を一時的に貯留し、また地中に浸透させる能力のこと。

【ま行】

●マイクロプラスチック

一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類のこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。

●マルチベネフィット

複数の社会的課題を総合的に解決すること。

●マルチモビリティシェアリング

環境負荷の軽減や、市民や来街者の自由な移動を目的として、天候や人数といったその時々状況に応じて、最適なモビリティをひとつのポートで提供する複合型(電動アシスト自転車、スクーター、超小型モビリティ等)のシェアリング事業。

●水循環

地球上の水は気圏、陸圏、水圏に存在している。気圏では水蒸気、陸圏では地表水(河川水、湖沼水)や土壌水分、地下水、また水圏では海水や流水などに形を変える。これらは連続的に相互に流入、流出しており、この循環を「水循環」と呼ぶ。

●水辺のサポート制度

市民団体、事業者等が河川、遊水池、公園内の水辺などで、清掃活動などの環境美化活動を行う際、市が用具の提供やごみの運搬等の支援する制度。

●緑のカーテン

日当たりのよい窓や壁をツル性の植物などで覆うこと。強い日差しが遮られるとともに、植物の葉の蒸散により、夏季における室内温度を下げる。省エネルギー、ヒートアイ

ランド対策、地球温暖化対策等の効果が期待される。

●見沼代用水

江戸時代（享保年間）にそれまでの見沼溜井に代わる農業用水の供給施設として、利根川の水を利用するために新たに開削された用水路。埼玉県行田市にある利根大堰から取水され、県東南部～東京都足立区にかかる約60kmを埼玉県を南北に縦断するように流れている。現在は、これらの地域に農業用水を供給している他、荒川連絡水道専用用水路を通じて用水の一部を荒川へと送り埼玉県及び東京都の水道用水としても利用されている。

●見沼田圃

本市の中央部に広がる面積約1,260haの首都圏における貴重な平地の大規模緑地空間。さいたま新都心駅や大宮駅等の駅から2～3kmという近さにありながら、田圃（水田）や畑、雑木林、河川や見沼代用水によってつくられる田園風景と、生きものを育む豊かな自然が現在も残されている。

●未利用エネルギー

海や川の水温は、夏も冬もあまり変化がなく、外気との温度差がある。また、工場や変電所等から排出される熱もエネルギー（熱源）として利用できる。そのような今まで利用されていなかったエネルギーを「未利用エネルギー」と言う。これらのエネルギーはヒートポンプや熱交換器を使って、冷暖房等に利用できる。

●無電柱化

電線を道路に埋めるなどして電柱をなくすこと。景観の改善や防災、路上スペースの確保などを目的に行われる。

●面源負荷

市街地や農地等の汚濁の排出地点を特定できない発生源からの汚濁負荷のこと。水を対象とすると、屋根・道路・グランド等に堆積した汚濁、農地・山林・市街地などにおける落ち葉・肥料・農薬などを含む汚染源が面的に分布し、風雨などによって拡散・流出してくる負荷を指す。これに対し、家庭や工場等の排水など排出源を特定できる汚濁負荷を点源負荷という。

●モビリティマネジメント

一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のこと。

【や行】

●屋敷林

屋敷の周囲に設置された林。屋敷森とも呼ばれる。防風や防雪の目的で設置され、特に家々が孤立している場合に有効である。

●有害大気汚染物質

平成8（1996）年の「大気汚染防止法」改正で、低濃度長期暴露で発がん性等が懸念される有害な大気汚染物質について、健康被害の未然防止の観点から、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるものを有害大気汚染物質と定義し、排出抑制基準等が定められた。ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類等が指定されている。

●遊休農地

現状、耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。又は、前述で掲げる農地を除き、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地。

●揚水規制

地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下の防止を目的とした規制のこと。本市は、一部地域において工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律の規制の対象地域となっている。また、すべての地域が「さいたま市生活環境の保全に関する条例」による規制の対象地域となっている。

●溶融スラグ

焼却灰を溶融炉によって高温溶融した後、冷却化された固形物のこと。道路の路盤材、コンクリート2次製品（U字溝等）、アスファルト合材等に再利用される。

【ら行】

●ライフサイクル

製品の原料採取から廃棄に至るまでの製品の一生のこと。

●ライフスタイルキャンペーン

九都県市による「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンと連携した、省エネ・節電を推進するためのキャンペーン。

●レジリエント

自然災害等の突発的なショックや社会問題等の慢性的なストレスによる影響を最小限にとどめ、適応し、発展する能力があること。

●流域水循環計画

流域の特性を踏まえつつ、地域における健全な水循環の維持又は回復のための理念、基本的方向、目標を定めるとともに、水循環に関する施策を流域の関係者が協働して推進するための計画。

●連携・協働

「連携」「協働」とも、同じ目的を持つもの同士が連絡を取り合い、協力し物事に取り組むこと。特に「協働」は、「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」において、「市及び市民活動団体が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うこと」と定義している。

●路上喫煙禁止区域

「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例(平成19(2007)年施行)」に基づき、「路上喫煙が他の歩行者等にとって特に危険であると認められる区域」として指定した区域のこと。令和3(2021)年1月現在、市内12駅(大宮駅、浦和駅、南浦和駅、北浦和駅、武蔵浦和駅、東大宮駅、宮原駅、さいたま新都心駅、浦和美園駅、与野駅、北与野駅、岩槻駅)周辺の各区域が指定されている。

【英数字】

●3R(スリーアール)

Reduce(リデュース:ごみを出さない)、Reuse(リユース:再使用する)、Recycle(リ

サイクル:再利用する)の頭文字をとった略称。

●AI

Artificial Intelligence(人工知能)の略で、これまで人間にしかできなかった知的な行為を、人工的に作られた知能で可能にする技術のこと。

●BEMS

Building and Energy Management System(ビル・エネルギー管理システム)の略。業務用ビルや工場等の建物全体のエネルギー利用状況を一元的に監視し、制御するシステムのことをいう。建物全体のエネルギー消費状況をモニタリングし、最適な運転計画を立案できるため、消費量の低減に役立つと期待されている。

●BOD

Biochemical Oxygen Demandの略。バクテリアが、水中の有機物を分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標のひとつ。普通20℃において5日間に消費する量を、ppm又はmg/lで示す。化学的酸素要求量(COD)が海域や湖沼で用いられるのに対し、BODは河川の汚濁指標として用いられる。

●COOL CHOICE

令和12(2030)年度の温室効果ガスの排出量を平成25(2013)年度比で26%削減するという目標達成のために、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

●CSR

Corporate Social Responsibilityの略で、企業の社会的責任のこと。顧客、取引先、株主、従業員などの利害関係者や地域社会との関係性を考慮しながら果たすべき社会的責任を意味する。企業経営全般に関わるため、本市では「企業経営そのもの」と説明している。

●E-KIZUNA Project

持続可能な低炭素社会の実現に向け、市民・事業者・行政等の連携により、①充電セーフティネットの構築、②需要創出とインセンティブの付与、③地域密着型の啓発活動を

基本方針に、電気自動車普及拡大の課題解決に取り組むプロジェクト。

●ESCO事業

Energy Service Company 事業の略。省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。ESCO事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかる全てのサービスを提供する。また、省エネルギー効果の保証を含む契約形態をとることにより、自治体の利益の最大化を図ることができるという特徴を持つ。

●ESD

Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略で、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のこと。

●ESG投資

従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）も考慮した投資のこと。

●EV

Electric Vehicle（電気自動車）の略。電気自動車を参照。

●FIT

Feed-in Tariffs（固定価格買取制度）の略。固定価格買取制度を参照。

●G20

「金融・世界経済に関する首脳会合」のこと。G7（仏、米、英、独、日、伊、加、欧州連合（EU））に加え、亜、豪、ブラジル、中、印、インドネシア、メキシコ、韓、露、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ（アルファベット順）の首脳が参加して毎年開催される国際会議である。

●GDP

Gross Domestic Product（国内総生産）の略。国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額を指す。

●HEAT20G2

HEAT20（一般社団法人 20年先を見据えた日本の高断熱住宅研究会）が定めた、断熱性能の基準の一つ。温暖地域で冬季に概ね 13℃を下回らず、平成 28（2016）年省エ

ネ基準より 30～50%の省エネになるグレードを指す。

●ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。IT（Information Technology（情報技術））に「Communication」を加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。国際的にはITよりも一般的。

●IoT

Internet of Things の略で、モノのインターネットと訳される。様々なものがインターネットにつながり相互に情報交換することで、遠隔操作やデータ収集・分析などを行うことができる。

●IPBES

Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）の略。生物多様性と生態系サービスに関する科学や伝統知識などの幅広い知見を収集・体系化し、中立的な立場からこうした知見に基づく政策の実現を支援する政府間組織のこと。「生物多様性版のIPCC」とも呼ばれている。

●LED照明

（Light Emitting Diode/発光ダイオード）を使った照明のこと。主に装飾的な照明に使われるが多かったが、最近では消費電力の少なさに着目され、室内照明にも使用され始めている。

●NGO

Non-Governmental Organization の略で、国際協力に携わる「非政府組織」等と訳されている。開発、人権、環境、平和など地球規模の問題に国境を越えて取り組んでいる非政府・非営利の組織を指す。

●NPO

Non-Profit Organization の略で「民間非営利組織」等と訳されている。継続的、自主的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。

●PCB

Polychlorinated Biphenyls の略。工業的に合成された有機塩素化合物の一種。熱安定性、電気絶縁性に優れ、電気機器の絶縁油をはじめ幅広い用途に使用されていたが、発がん性、催奇形性等の毒性が問題になり、昭和 47 (1972) 年に製造中止になった。

●PDCAサイクル

計画 (Plan)、実施 (Do)、点検 (Check)、見直し (Act) というプロセスを繰り返すことにより、計画の継続的な改善を図る進行管理の方法のこと。

●PRI

Principles for Responsible Investment (責任投資原則) の略。国際連合が平成 17 (2005) 年に公表し、加盟する機関投資家等が投資ポートフォリオの基本課題への取組について署名した一連の投資原則のこと。世界経済で大きな役割を果たす投資家等が、投資を通じて環境問題、社会問題、企業統治について責任を全うする際に必要な 6 つの原則を明示したもの。

●PRTTR制度

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境 (大気、水、土壌) へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度のこと。

●RCP

Representative Concentration Pathways (代表的濃度経路) の略。人間活動に伴う温室効果ガス等の大気中の濃度が、将来どの程度に

なるかを想定した「排出シナリオ」の 1 種で国際的に共通して用いられる。RCPシナリオには、RCP2.6、RCP4.5、RCP6.0、RCP8.5 があり、RCPに続く数値は、その値が大きいほど 2100 年までの温室効果ガス排出量が多いことを意味し、将来的な気温上昇が大きくなる。

●SNS

Social Networking Service の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

●Society 5.0

サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

●t-CO₂ (二酸化炭素トン)

二酸化炭素 (CO₂) の量。メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、代替フロン類は、地球温暖化への寄与 (温室効果の強さ) が異なる。このため、これらの排出量はそれぞれの排出量に「地球温暖化係数」を乗じることで二酸化炭素量として換算され、「t-CO₂eq (二酸化炭素換算トン)」と表記される。ただし、本計画においては、t-CO₂eq を含む温室効果ガスの総量を t-CO₂として表記している。

●ZEB

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。